

「京都府立医科大学創立 150 周年記念出版プロジェクト」業務募集要領

令和3年1月

京都府立医科大学

創立150周年記念事業実行委員会

1 業務の趣旨・目的

京都府立医科大学(以下、「本学」という。)の創立150周年を記念し、本学での医学・医療の実践の今を広く発信することにより、本学のブランド力を向上し、本学を目指す学生・医療人の拡大を目的に実施する創立150周年記念出版プロジェクトの企画・編集、印刷製本及び書籍プロモーション業務を行う。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 京都府立医科大学創立150周年記念出版プロジェクト業務
- (2) 業務内容 別添「京都府立医科大学創立150周年出版プロジェクト」業務企画提案仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約日～令和4年12月31日
- (4) 委託上限額 10,780,000円(消費税及び地方消費税含む)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(平成22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路 上る 梶井町465
京都市立医科大学企画・研究支援課150周年記念事業担当(村尾、土屋)
電話:075-251-5804
FAX:075-251-5275
メールアドレス:kikaku01@koto.kpu-m.ac.jp

(2) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限:令和3年2月1日(月) 午後5時まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所:(1)に同じ

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)又は郵送(受領確認が確認できる方法)に限る。

5 質疑・回答

(1) 受付期間:施行日～令和3年1月20日(水)午後5時必着

(2) 質疑方法:電話連絡の上、電子メールにより、4(1)の担当者に提出すること。

(3) 様式等:任意様式とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、「創立150周年記念出版プロジェクト業務に係る質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時:令和3年1月25日(月) 午後5時

(5) 回答方法:質問への回答は、参加予定の各社担当者にメールで返信する。

6 応募書類

(1) 提出書類

別紙1「提出書類一覧」を参照すること。

ア 参加表明書(様式1)

イ 事業者(法人)概要書(様式2)(※会社案内を添付)

ウ 企画提案書(様式任意)(下記の7(2)参照)

エ 価格提案書(参考見積書)(様式3)

オ 京都府税の滞納がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書

※ オ及びカについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。候補者に選定され契約締結までに提出のこと。

キ 共同企業体で参加の場合

(ア) 共同企業体届出書(様式4)

(イ) 共同企業体協定書

(ウ) 委任状(様式4)

(エ) 使用印鑑届

ク 法人は、以下の書類を添付のこと。

(ア) 法人登記簿謄本※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

(ウ) 損益計算書等

(2) 企画提案書の作成について

ア 企画提案書作成要領

・企画提案書は、1者1提案とすること。

・用紙はA4版縦、横書きとする。但し、図表等については、必要に応じてA3版で折り込みも可とする。

・企画提案書は、表題、目次を付け、ページ番号を付した上で、散逸しないように1部ごとにまとめて提出すること。

・企画提案書は、12部提出すること。(記念書籍実績の見本は1部で良い。)

・企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止すること。

イ 企画提案書の記載内容

(ア) 提案内容

「京都府立医科大学創立150周年記念出版プロジェクト」制作業務企画提案仕様書を踏まえ、提案すること。説明資料等がある場合は添付すること。

(イ) 実施体制

契約後2年以上の期間に及ぶ本業務を実施するための業務体制について、わかりやすく記載すること。

(ウ) スケジュール

本業務の開始時から納品までのスケジュールを設定して記載すること。

(エ) 書籍出版の実績

企画提案仕様書2(4)に示す等の書籍制作、プロモーションの実績を明記すること。

※(エ)の実績で示した書籍の実績のうち、見本(1部)を提出すること。

(3) 価格提案書(参考見積書)の記載内容について

積算内容を詳細に明記し、本業務に係る一切の経費を掲載すること。(消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。)

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的には使用しない。但し、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲内において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は、返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

開催日時、場所については次のとおり予定しており、詳細は別途通知する。

ア 開催日時(予定)

令和3年2月10日(水)午前10時～午前12時

イ 開催場所(予定)

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地

京都府立医科大学 基礎医学学舎 3階 第3会議室

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、選定委員会が評価し、候補者を決定する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を契約の相手方として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わる、総合点(100点満点)が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本提案要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本学との間で、委託内容、経費、年度ごとの支払等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 令和2年度の記念出版プロジェクトにかかる予算額は、3,000,000 円である。
- (3) 令和3年度以降において、記念出版プロジェクトに係る本学の予算について(1)の年度ごとの支払の額に対して減額又は削除があった場合、本学は当該契約を変更し、又は解除することができる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届けを提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。但し、本学からの指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本学が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1社の場合は、当該業務のプロポーザルを中止することがある。